

平成29年9月定例会 付議事件一覧

平成29年9月7日現在

●市長提出議案案件

議案案件 37件 (条例=6件、補正予算=9件、決算認定=14件、単行=8件)

質問案件 6件 (人権擁護委員候補者6名)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎ 通常審議分

○ 条例議案 6件 新旧対照表を参照

頁

1	議案第59号	都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	3
	雇用保険法の改正に伴い、災害等により離職した者の失業等給付の給付日数を延長すること等を規定するため、所要の改正を行うもの		
2	議案第60号	都城市使用料条例の一部を改正する条例の制定について	6
	使用料の算定方法について、日割りによる算定を導入するため、所要の改正を行うもの		
3	議案第61号	都城市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について	10
	北消防署の移転に伴い、北消防署の所在地を変更するため、所要の改正を行うもの		
4	議案第62号	都城市点字図書館条例の一部を改正する条例の制定について	14
	身体障害者福祉法の改正に伴い、点字図書館の設置根拠規定の変更等のため、所要の改正を行うもの		
5	議案第63号	都城市高崎たちばな学び館条例及び都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	18
	高崎たちばな学び館及び高崎地区公民館の移転に伴い、両館の所在地を変更する等のため、所要の改正を行うもの		
6	議案第64号	都城市山村定住みやざきの家条例の一部を改正する条例の制定について	24
	前田団地B棟の用途を廃止し、現在の入居者に譲渡するため、所要の改正を行うもの		

○ 補正予算議案 9件

頁

7	議案第65号	平成29年度都城市一般会計補正予算（第2号）	※
8	議案第66号	平成29年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※
9	議案第67号	平成29年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※
10	議案第68号	平成29年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	※
11	議案第69号	平成29年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	※
12	議案第70号	平成29年度都城市介護保険特別会計補正予算（第1号）	※

13	議案第 71 号	平成 29 年度都城市電気事業特別会計補正予算（第 1 号）	※
14	議案第 72 号	平成 29 年度都城市水道事業会計補正予算（第 1 号）	※
15	議案第 73 号	平成 29 年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）	※

○ 決算承認議案 14 件

頁

16	議案第 74 号	平成 28 年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について	※
17	議案第 75 号	平成 28 年度都城市食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について	※
18	議案第 76 号	平成 28 年度都城市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
19	議案第 77 号	平成 28 年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※
20	議案第 78 号	平成 28 年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※
21	議案第 79 号	平成 28 年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
22	議案第 80 号	平成 28 年度都城市農業集落下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
23	議案第 81 号	平成 28 年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	※
24	議案第 82 号	平成 28 年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
25	議案第 83 号	平成 28 年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※
26	議案第 84 号	平成 28 年度都城市御池簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
27	議案第 85 号	平成 28 年度都城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
28	議案第 86 号	平成 28 年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
29	議案第 87 号	平成 28 年度都城市水道事業決算の認定について	※

○ 単行議案 8 件

頁

	議案第 88 号	工事請負契約の締結について	
30	祝吉地区公民館建設（建築主体）工事について、先般行った一般競争入札の結果、桜木・ツモル・博栄 特定建設工事共同企業体が、3 億 2 千 1 30 万円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		28
	議案第 89 号	製造請負契約の締結について	
31	庁舎等省エネルギー推進事業について、公募型プロポーザル方式により、株式会社九南を契約の金額 2 億 2 千 3 17 万 8 千 7 60 円（税込み）で契約の相手方と決定したので、同社との随意契約の締結について議会の議決を求めるもの		32
	議案第 90 号	議決事項の変更について	
32	平成 28 年 9 月 21 日に議決された議案第 139 号「工事請負契約の締結について」に関して、契約の金額を議案のとおり変更するため、議会の議決を求めるもの		36

	議案第 9 1 号	財産の取得について	40
33	高規格救急自動車を宮崎日産自動車株式会社 都城店から 2 千 9 6 6 万 7 千 6 0 0 円（税込み）で取得することについて議会の議決を求めるもの		
	議案第 9 2 号	財産の取得について	44
34	都城市子育て世代活動支援センターの備品を株式会社ボーネルンドから 3 千 8 3 6 万 2 千 2 6 9 円（税込み）で取得することについて議会の議決を求めるもの		
	議案第 9 3 号	第 2 次都城市総合計画（基本構想）の策定について	58
35	本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、平成 30 年度から 10 年間の市総合計画の基本構想を策定することについて、議会の議決を求めるもの		
	議案第 9 4 号	市道の認定及び廃止について	76
36	国土交通省が整備を進めている地域高規格道路都城志布志道路の梅北 IC から金御岳 IC までの区間の供用開始に伴い、県道飯野松山都城線の梅北交差点から金御岳 IC までの区間が県から市に移管されることやその他の理由により、複数の市道に変更が生じたため、当該市道を認定し、及び廃止することについて、議会の議決を求めるもの (認定 3 本、廃止 2 本)		
	議案第 9 5 号	平成 28 年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	90
37	平成 28 年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金 2 億 6 千 1 6 万 9 千 7 1 7 円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるもの		

○ 諒問案件 6 件

頁

38	諒問第 3 号－ 諒問第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて	※
43	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて		

平成 29 年第 3 回都城市議会定例会（9月）

（議案第 59 号～第 95 号、 諸問第 3 号～第 8 号）

議案第 59 号

都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 7 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

都城市職員退職手当支給条例（平成18年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） その者が次のいずれかに該当する場合

- ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
- イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」に改める。

附則に次の1項を加える。

8 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の都城市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した都城市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって都城市職員退職手当支給条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに

対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、都城市職員退職手当支給条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

議案第 60 号

都城市使用料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 7 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市使用料条例の一部を改正する条例

都城市使用料条例（平成18年条例第100号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「敷地」を「使用期間が1月以上の敷地」に改める。

第4条を次のように改める。

（使用期間等の端数処理の方法）

第4条 使用期間等の端数処理の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用期間に1年末満の端数があるとき 当該端数については、月割りにより計算する。
- (2) 使用期間に1月末満の端数があるとき 当該端数については、1月を30日とした日割りにより計算する。
- (3) 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき 当該端数については、1平方メートルとして計算する。
- (4) 使用距離に1メートル未満の端数があるとき 当該端数については、1メートルとして計算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 改正後の都城市使用料条例の規定は、施行日以後に使用の許可を行うものについて適用し、施行日の前日までに使用の許可を行い、又は行ったものについては、なお従前の例による。

議案第 61 号

都城市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について

都城市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 7 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例

都城市消防本部及び消防署設置条例（平成18年条例第255号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「都城市太郎坊町1,840番地」を「都城市高木町6739番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

議案第 62 号

都城市点字図書館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市点字図書館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 7 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市点字図書館条例の一部を改正する条例

都城市点字図書館条例（平成18年条例第142号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条第3項」を「第28条第2項」に改める。

第22条を第23条とする。

第21条中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第22条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条ただし書中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とする。

第14条中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第1号中「第9条」を「第10条」に、「第11条」を「第12条」に、「第12条」を「第13条」に、「第14条」を「第15条」に改め、同条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（事業）

第2条 図書館は、前条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書を製作し、収集し、及び保管して、視覚障害者の利用に供すること。
- (2) 点訳及び朗読に携わるボランティアの指導及び育成を行い、並びにその活動の援助を行うこと。
- (3) 図書館の利用に関する相談及び利用の啓発を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的の達成に必要なこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

都城市高崎たちばな学び館条例及び都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市高崎たちばな学び館条例及び都城市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 7 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市高崎たちばな学び館条例及び都城市公民館条例の一部を改正する条例
(都城市高崎たちばな学び館条例の一部改正)

第1条 都城市高崎たちばな学び館条例（平成18年条例第276号）の一部を次のように改正する。

第1条中「都城市高崎町大牟田1247番地97」を「都城市高崎町大牟田1150番地1」に改める。

第5条を第7条とする。

第4条中「及び備品等を滅失し、又は損傷した者」を「、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失した者」に、「これを」を「又は」に改め、同条ただし書中「損害賠償の義務の全部又は一部を免除することができる」を「この限りでない」に改め、同条を第6条とする。

第3条を第5条とし、第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(開館時間)

第2条 学び館の開館時間は、午前9時30分から午後1時まで及び午後2時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 学び館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(4) 蔵書整理点検期間（6月1日から6月15日まで）

(都城市公民館条例の一部改正)

第2条 都城市公民館条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

高崎地区公民館	都城市高崎町大牟田1134番地	高崎中学校の通学区域の	を
---------	-----------------	-------------	---

1	一部
---	----

」

「

高崎地区公民館	都城市高崎町大牟田1150番地 1	高崎中学校の通学区域の 一部及び笛水中学校の通 学区域
---------	----------------------	-----------------------------------

に

」

改める。

別表第1中

「

高崎地 区公民 館	和室1	同上	300円	同上
	和室2	同上	100円	同上
	会議室	同上	300円	同上
	大会議室	同上	500円	同上

を

」

「

高崎地 区公民 館	会議室1	同上	200円	同上
	会議室2	同上	100円	同上
	大会議室（区画A）	同上	200円	同上
	大会議室（区画B）	同上	200円	同上
	大会議室（区画C）	同上	300円	同上
	大会議室（区画A） ・（区画B）を併せ て利用する場合	同上	300円	同上
	大会議室（区画B） ・（区画C）を併せ て利用する場合	同上	300円	同上

に

大会議室の全ての区分 画を利用する場合	同上	500円	同上
------------------------	----	------	----

】

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(準備行為)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後の高崎地区公民館に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

議案第 64 号

都城市山村定住みやざきの家条例の一部を改正する条例の制定について

都城市山村定住みやざきの家条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 7 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市山村定住みやざきの家条例の一部を改正する条例

都城市山村定住みやざきの家条例（平成18年条例第250号）の一部を次のように
改正する。

別表前田団地B棟の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第88号

工事請負契約の締結について

祝吉地区公民館建設（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 祝吉地区公民館建設（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 321,300,000円 |
| 4 契約の相手方 | 桜木・ツモル・博栄 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市高城町桜木1693番地2
株式会社 桜木組 |

議案第88号関係資料

祝吉地区公民館建設（建築主体）工事

1 工事概要 祝吉地区公民館建設に伴う建築主体工事

祝吉地区公民館 鉄筋コンクリート造 平屋建

（建築面積 1,162.57 m² 延床面積 1,053.00 m²）

駐輪場（2棟） 鉄骨造 平屋建

（建築・延床面積 12.06 m²）

2 予定価格 331,340,760円（消費税及び地方消費税込み）

306,797,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 321,300,000円（消費税及び地方消費税込み）

297,500,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 96.96%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者（構成比率）	第1回入札金額（円）	摘要
大淀・田中・須賀 特定建設工事共同企業体（50:30:20）	301,300,000	
桜木・ツモル・博栄 特定建設工事共同企業体（50:25:25）	297,500,000	落札
清水・大建・横山 特定建設工事共同企業体（40:30:30）	301,000,000	
都北・持永・國高 特定建設工事共同企業体（40:30:30）	303,700,000	
はやま・高野・弓削 特定建設工事共同企業体（40:30:30）	302,200,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

製造請負契約の締結について

庁舎等省エネルギー推進事業の施行に伴い、次のとおり委託契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出

都城市長 池田宜永

1 契約の目的 庁舎等省エネルギー推進事業委託

2 契約の方法 隨意契約

3 契約の金額 223,178,760円

4 契約の相手方 宮崎市大字赤江2番地
株式会社 九南

議案第8・9号関係資料

府舎等省エネルギー推進事業委託

1 委託概要

本庁舎・南別館

- ・空調機
- ・LED 照明
- ・変圧器
- ・エネルギー・マネジメントシステム

高崎総合支所

- ・空調機
- ・LED 照明
- ・エネルギー・マネジメントシステム

消防局庁舎

- ・エコキュート
- ・LED 照明
- ・エネルギー・マネジメントシステム

青井岳荘

- ・空調機
- ・LED 照明
- ・エネルギー・マネジメントシステム

2 契約の金額 223,178,760円（消費税及び地方消費税込み）

206,647,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 契約相手の選定理由

府舎等省エネルギー推進事業の施行に当たり、国の地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業の内容を踏まえ、省エネ機器導入効果の高い施設について、公募型プロポーザル方式により応募のあった4事業者の中から、提案内容の最も優れていた株式会社九南を優先交渉者とし、提案内容について十分な検討を経たので、同社を契約の相手方とするものである。

4 審査結果

区分	項目	配点	株式会社 九南	A社	B社	C社
カーボンマネジメント全体計画	実施体制・組織力及び実績	70 点	60 点	56 点	58 点	0 点
	事業計画の魅力・信頼性・説得力	105 点	87 点	84 点	78 点	0 点
	省エネ機器導入の多様性	105 点	84 点	81 点	81 点	0 点
	スケジュール管理	70 点	56 点	52 点	54 点	0 点
	CO2削減量・委託料・保守料	105 点	105 点	83 点	64 点	36 点
	メンテナンス性	35 点	33 点	28 点	27 点	0 点
	施工計画の精度	35 点	24 点	25 点	28 点	0 点
	2号事業申請支援	35 点	32 点	31 点	29 点	0 点
	計	560 点	481 点	440 点	419 点	36 点
本府空調機	CO2削減量・委託料・保守料	105 点	71.4 点	105 点	64.4 点	44.1 点
	機器の耐候性	35 点	29 点	27 点	27 点	30 点
	計(小数点以下切捨て)	140 点	100 点	132 点	91 点	74 点
合計		700 点	581 点	572 点	510 点	110 点

議案第90号

議決事項の変更について

平成28年9月21日に議決された議案第139号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

平成29年9月7日提出

都城市長 池田宜永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 343, 316, 880円

議案第90号関係資料

議案第139号

工事請負契約の締結について

社会資本整備総合交付金事業 早水公園整備 サブアリーナ・武道場建設（電気）
工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契
約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年条例第63号)第2条の規定
に基づき、議会の議決を求める。

平成28年9月14日提出

都城市長 池田 宜永

1 契約の目的 社会資本整備総合交付金事業 早水公園整備
サブアリーナ・武道場建設（電気）工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 292, 269, 600円

4 契約の相手方 九電工・みやえい・永幸 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市年見町15号1番地
株式会社九電工 都城営業所

議案第91号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出

都城市長 池田 宜永

1 取得財産 高規格救急自動車 1台

2 契約の方法 指名競争入札

3 取得金額 29,667,600円

4 契約の相手方
都城市吉尾町57番地
宮崎日産自動車株式会社 都城店

議案第91号関係資料

1 取得財産 高規格救急自動車

2 数量 1台

3 予定価格 31,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

4 落札価格 29,667,600円（消費税及び地方消費税込み）

5 落札率 95.70%

6 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回入札金額(円)	摘要
宮崎トヨタ自動車株式会社 都城店	29,862,000	
宮崎日産自動車株式会社 都城店	29,667,600	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

7 車両の仕様概要

- (1) 高規格救急自動車（メーカー公表最新型とする。）
- (2) 乗車定員：7名
- (3) 全長：5.64メートル
- (4) 全高：2.46メートル
- (5) 全幅：1.90メートル
- (6) エンジン：ガソリンエンジン
- (7) 排気量：3,498cc
- (8) トランスミッション：電子制御4速A／T

議案第92号

財産の取得について

次のとおり都城市子育て世代活動支援センターの備品を取得することについて、
地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|--------------|---|
| 1 取得財産及び数量 | (1) 遊具 一式
(2) 机、椅子その他の家具類 一式
(3) 支援センター業務に必要な備品類 一式 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 財産の取得に係る金額 | 38, 362, 269円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都渋谷区神宮前一丁目3番12号
株式会社 ボーネルンド |

議案第92号関係資料

- 1 取得財産及び数量 別紙のとおり
- 2 財産の取得に係る金額 38, 362, 269円（消費税及び地方消費税込み）
35, 520, 620円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 契約の金額 42, 642, 460円（消費税及び地方消費税込み）
39, 483, 760円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 契約相手の選定理由 都城市子育て世代活動支援センターは、地域子育て支援拠点事業、乳幼児の一時預かり事業、親子への遊び場提供事業等を実施する予定であり、各々の目的や機能を発揮するための備品を調達する必要がある。
特に、備品の多くを占める遊具については、子どもの年齢や発達段階に合わせた遊具を提供する必要があるとともに、親子の交流の促進、子どもの運動機能の向上、健全育成に資するためには、遊び方・遊ばせ方の提案、安全に配慮した動線計画等を考慮した遊具の配置が必要である。
以上のことから、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの提案を広く受け付ける公募型プロポーザル方式による業者選定を実施したところ、応募があったのは株式会社ボーネルンドのみであった。同社の提案内容について精査した結果、契約の相手方として適切と認めたので、同社と随意契約をするものである。

都城市子育て世代活動支援センター備品レイアウト作成及び調達等業務 内訳書

家具・備品等總括表

屋内遊び場①・多目的室

No. 1

屋外遊び場・屋外デッキ

No. 2

屋内遊び場②

No. 3

一時預かり保育室・乳児室

No. 4

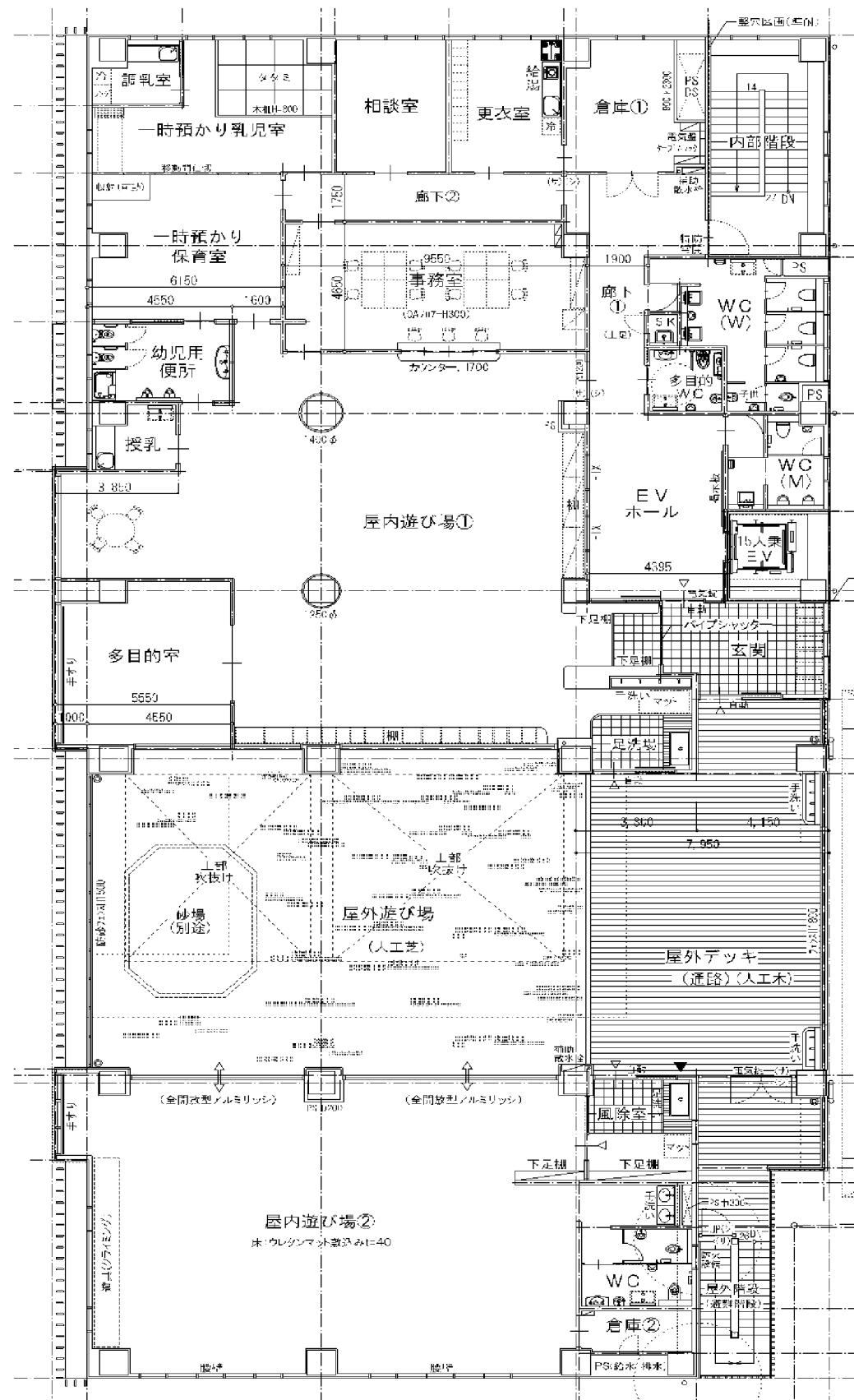
事務室

No. 5

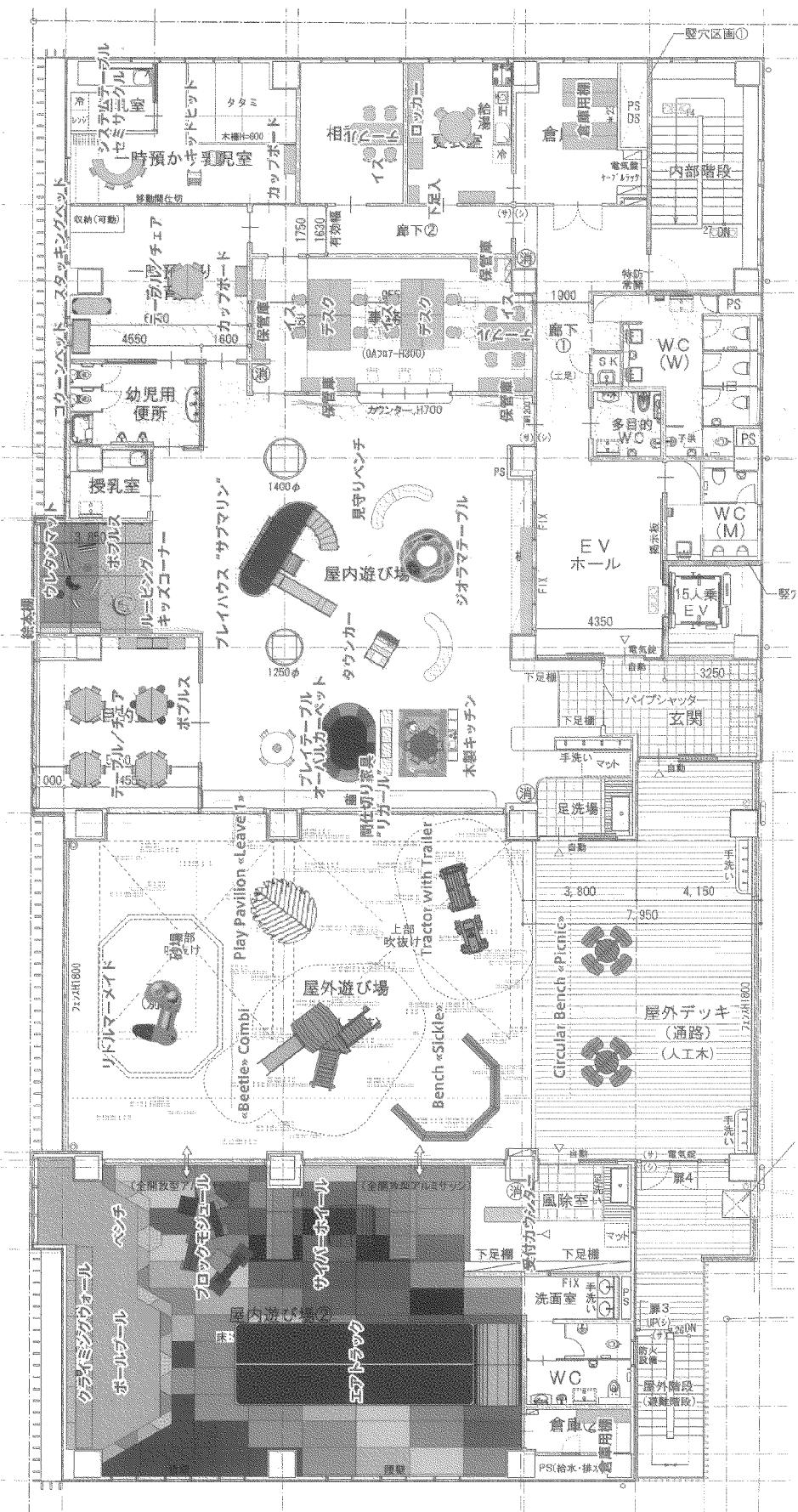
相談室・更衣室・倉庫①②・調乳室

No. 6

都城市子育て世代活動支援センター 平面図(複合公共施設3階)



備品レイアウト イメージ



議案第93号

第2次都城市総合計画（基本構想）の策定について

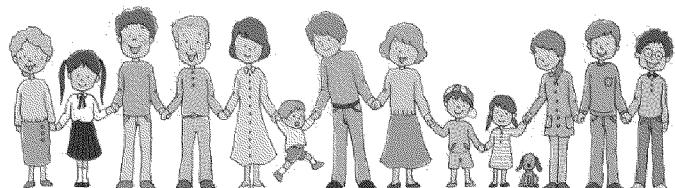
地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例第2号の規定に基づき、本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を別紙のとおり策定する。

平成29年9月7日提出

都城市長 池田宜永

別紙

第2次都城市総合計画 基本構想(本論)



目次

1	基本構想の期間	1
2	目標人口	1
3	基本構想のフレーム	2
4	本市の目指すまちの姿	3
5	都市目標像	6
6	まちづくりの基本方針	7
7	行政経営の基本姿勢	11
8	総合計画の体系	12

1

基本構想の期間

第2次都城市総合計画における基本構想の期間は、人口構造の変化や都城志布志道路等の整備に伴う環境の変化が生じることを踏まえ、2018（平成30）年度から2027年度までの10年間とします。

2008

第1次総合計画(基本構想)

2017

2018

第2次総合計画(基本構想)

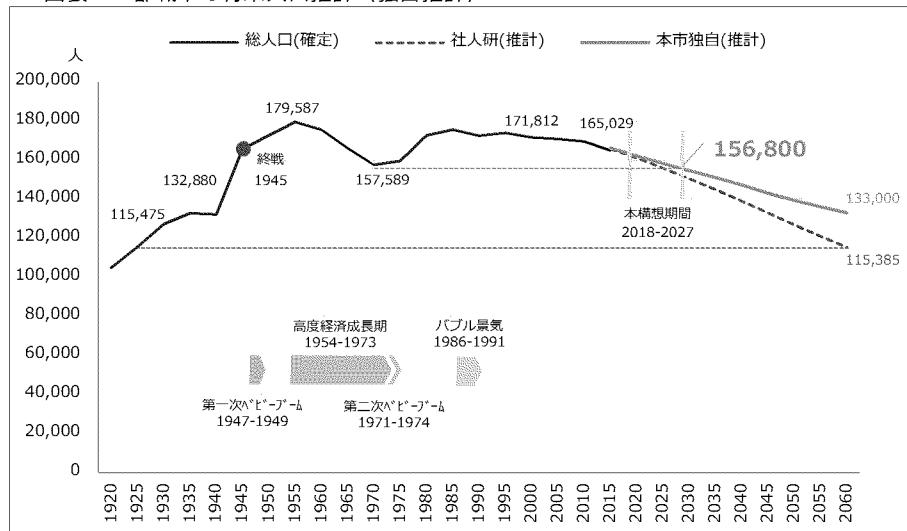
2027

2

目標人口

将来人口については、本格的な人口減少社会の到来に伴い、著しく減少することが予想されますが、目標年次である2027年の本市の目標人口は、概ね156,800人とします。

図表 都城市的将来人口推計（独自推計）



出典：国勢調査・国立社会保障・人口問題研究所／都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

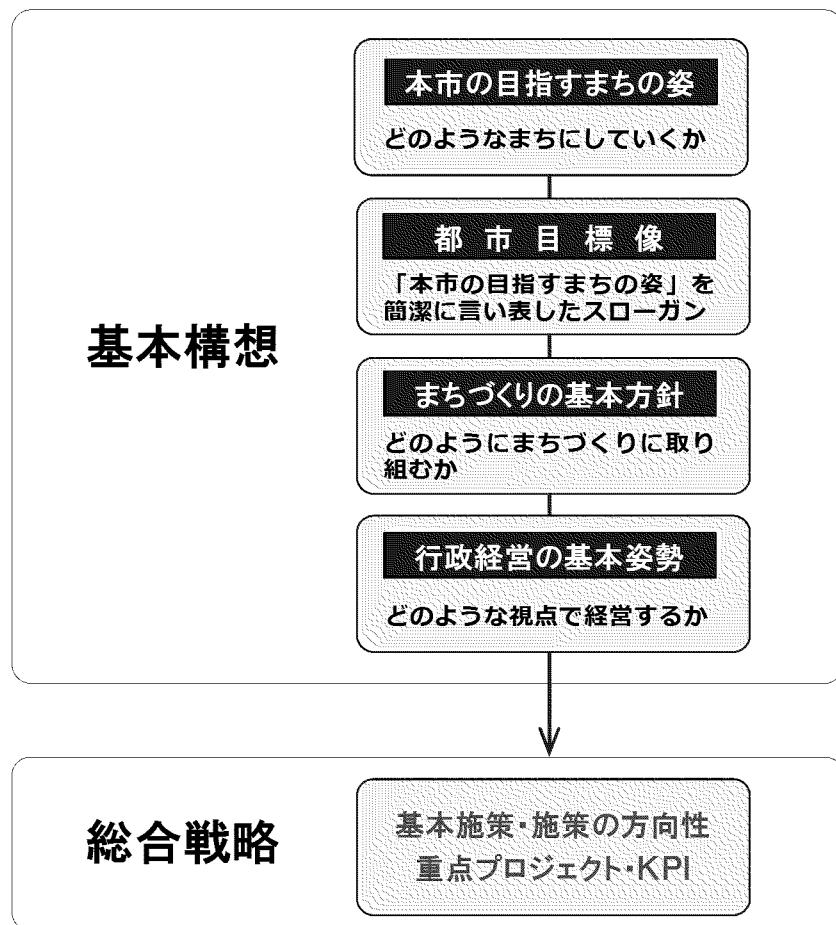
[目標人口算出の根拠]

2027年の本市の目標人口は、2015（平成27）年度に策定した都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンをもとに算出しています。

なお、人口ビジョンでは、国勢調査人口をもとに、2030年まで段階的に合計特殊出生率を2.07まで上昇させ、49歳以下人口の転出超過を段階的に約30%抑制し、2030年から2060年まではその数値を維持することとしたもので、2060年の本市の総人口を概ね133,000人としています。

基本構想のフレームは、「本市の目指すまちの姿」、「都市目標像」、「まちづくりの基本方針」、「行政経営の基本姿勢」の4つで構成します。

図表 基本構想のフレーム



第1次都城市総合計画における基本構想では、4つの基本理念として、「市民が主役のまち・ゆたかな心が育つまち・縁あふれるまち・活力あるまち」を掲げ、市民の願いがかなう南九州のリーディングシティを目指してまちづくりを進めてきました。

第2次では、これらの基本理念を「本市の目指すまちの姿」として継承します。

このうち、「活力あるまち」については、南九州圏域の中心都市としての役割を明確にするために、「地の利を活かしたまち」と「賑わいのあるまち」にします。

■ 市民が主役のまち

これからまちづくりは、市民が主役となり行政と協力し、自分たちの願いがかなう理想のまちをつくり上げていくことが大切です。

そのため、市民・まちづくり協議会・NPO・高等教育機関・企業等と行政が対等のパートナーとしてまちづくりを推進していくことが求められています。

そのような協働のまちづくりを進めるためには、開かれた行政が前提条件となります。

市民があらゆる分野において必要な情報を取得でき、市民の提案が施策に反映される仕組みがあつて初めて、まちづくり協議会やNPOをはじめとする市民の主体的な活動が活性化するのです。

さらに、少子高齢・人口減少社会において女性が積極的に社会進出するためには、性別にかかわりなく、その個性や能力を発揮できる男女共同参画社会づくりが必要です。

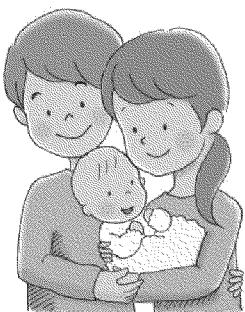
また、生産年齢人口の減少に伴い、地域を支える産業経済が縮小し、本市の財政状況も厳しくなることが予想されるため、市民の理解を得ながら、引き続き行財政改革を積極的に推進していくことが大切です。これからは、行政と市民との役割を明確にするとともに、実施する施策が適正に評価され、その結果が公表されることが求められています。



■ ゆたかな心が育つまち

少子高齢・人口減少社会にあっては、誰もが健康で安心して暮らし、子どもを生み育て、学び、楽しむことに生きがいを感じ、いきいきと生活できることが大切です。

そのためには、市民一人ひとりの個性が尊重され、市民が学んだことを十分に活かし活躍できる社会であることはもちろん、充実した福祉サービスや地域で住民がお互いに支え合う仕組みづくりが必要です。



また、心身ともに健やかな、郷土愛にあふれた思いやりのある子どもを地域ぐるみで育むとともに、市民が芸術文化、スポーツ、読書にいつでも親しむことのできる環境づくりも求められています。

さらに、これまで各地域で育んできた伝統や祭を次の世代に大切に伝えることや、国際交流等を通じて国際感覚をもった人材を育成することも重要です。

そうすることにより、誰もがここに暮らしてよかったですと実感でき、このまちに誇りをもつ、ゆたかな心を育てることができるのです。

■ 地の利を活かしたまち

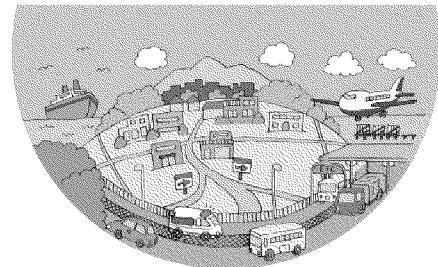
本市は、陸・海・空の交通アクセスのバランスがよく、その「地の利」を活かし、南九州圏域における産業・経済・医療・教育・文化の中心としての役割を担い、牽引してきました。

今後は、山之口スマート IC の開通、都城志布志道路の全線開通、更には国際バルク戦略港湾である志布志港との接続により、南九州圏域内外はもとより、海外からの人の流れや物流が大きく変化することが予想されます。

このため、これらの大きな変化を見据えながら、本市の持つ地域資源に磨きをかけ、地の利を活かしたまちづくりを進めることが重要です。

さらに、圏域の安全・安心を高めるために、地の利を活かして大規模災害等の多様な危機事象に対する後方支援体制を構築するとともに、消防・救急体制の充実を図ることが求められています。

このような取組により、少子高齢・人口減少社会にあっても、本市が将来にわたり南九州圏域の中心都市としてあり続けることができるのです。

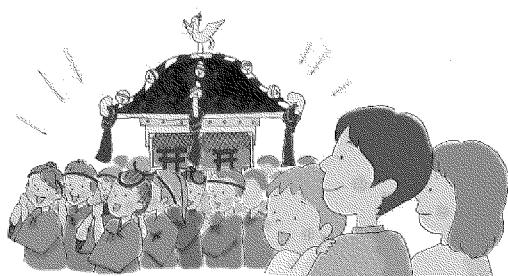


■ 賑わいのあるまち

本市が、いつまでも魅力的なまちであり続けるためには、人々が集い、若者、女性、高齢者がいきいきと働き、地域産業に多様な担い手が育つ、賑わいのあるまちをつくるなければなりません。

そのためには、農林畜産業の振興、企業立地の促進、商業・サービス業の充実、新しい産業分野の創出、若者の定住や UIJ ターンの促進に取り組むことが重要です。

また、今後のまちづくりには、少子高齢・人口減少社会を前提に、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を目指し、経済効率の高いまちづくりが求められており、これまで以上に、生活拠点地域の活性化を図りつつ、公共施設等の集約、中心市街地への都市機能の集積、老朽化が進むインフラの維持管理・更新を計画的に図っていくことが必要です。



■ 縁あふれるまち

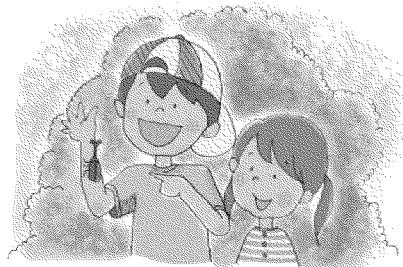
縁は、人の心に潤いと安らぎを与えてくれます。縁に囲まれて暮らす私たちは、往々にして自然の大切さを忘れてしまいがちです。自然の恵みを再認識し、この貴重な資源を後世に残さなければなりません。

地球温暖化や改善が進まない河川水質等の環境問題に対応するためには、市民一人ひとりのライフスタイルや企業活動の見直しとともに、それを継続して実践する運動の積み重ねが求められます。

これからは、市民・企業・行政が一体となって、ごみの排出削減や資源の再利用、そして省エネルギーの推進等を図り、地球に優しい循環型、低炭素、自然共生の社会を構築しなければなりません。

また、第2の自然とも言われる田や畑等の農地や山林等の資源も大切に守っていく必要があります。そうすることにより、市民の命の源でもある地下水の保全も可能となります。

このような取組を、市民・企業・行政が一体となって行うことにより、真の「縁あふれるまち」が生まれるのであります。



市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ

本市が目指すまちの姿は、みんなの理想のまちです。
これがすべて実現できたら、どんなに素晴らしいまちになることでしょう。
子どもから高齢者まですべての人がいきいきと暮らすことができ、少子高齢・人口減少社会
にあっても、魅力的な都市であり続けることができます。
そのためには、本市の地の利、地域資源、人間力あふれる市民が持つ高い可能性を活かし、
市民と行政が協働し理想とするまちに近づけていく努力が必要です。
そうすることによって南九州圏域の産業・経済・医療・教育・文化をリードする

『市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ』が実現するのです。



都城市新市誕生 10周年記念式典

本市の目指すまちの姿を実現するために、次の4つのまちづくりの基本方針を定めます。

■ しごと 地の利を活かして雇用を創る

基幹産業である農林畜産業をはじめ、企業や商店街に多様な担い手を育み、若者・女性・高齢者がいきいきと働ける環境を創出します。

また、安定した収入を確保し、雇用の拡大を図るために、農商工連携及び産学官連携による6次産業化を図るとともに、地の利を活かして工業団地等の地域振興拠点を整備し、企業立地に取り組みます。

さらに、企業等と連携して、男女雇用機会均等、非正規雇用者の正社員化、仕事と家庭の両立、働き方改革の推進を図るとともに、移住や若者の定住、女性の活躍支援等の施策も積極的に展開します。



都城インター工業団地

[施策の柱]

- ◆ 地域産業の振興と地域資源の高付加価値化を進め、競争力を強化します。
- ◆ 地の利を活かした地域振興拠点の整備を図り、企業立地を促進します。
- ◆ 企業等と連携して雇用増加や地元就職促進に取り組み、移住・定住を拡大します。

■ くらし 命とくらしを守る

災害は、いつでもどこでも起こりうるものとして常に意識し、一人ひとりが備えに当たりながら、自助・共助・公助が連携した地域社会を構築するとともに、大規模災害に備え、自治体間の相互協力や後方支援体制を拡充します。

また、家庭を持ち、子どもを産み育てる若者を、ライフステージに応じて支援するとともに、特に子育てに影響の大きい周産期及び小児救急医療をはじめとする高次・救急医療体制の維持に努めます。

さらに、健康・福祉の充実を図り、高齢者や障がい者をはじめ、誰もがいきいきと暮らせる健康・福祉施策の充実を図ります。



防災訓練

[施策の柱]

- ◆ 災害に強いまちづくりを推進し、安全・安心な暮らしを確保します。
- ◆ 24時間365日切れ目のない、高次・救急医療体制を維持します。
- ◆ ライフステージに応じた結婚・出産・子育て支援を推進します。
- ◆ 生涯にわたって誰もがいきいきと暮らせるよう、健康・福祉施策の充実を図ります。

■ ひと 人間力あふれるひとを育む

これからの中学校を生き抜くために、あらゆる教育の場を通じて、優れた知性と豊かな感性とたくましい体を備え、ふるさとを誇りに思う自立した人を地域ぐるみで育みます。

さらに、時代を切り拓く気概を持ち、心身ともに調和のとれた、国際的視野に立って社会の発展に寄与できる人を育みます。

また、地域の子どもは地域で育てるしくみと環境づくりを進めるとともに、由緒ある歴史や伝統文化、祭を承継し、芸術文化やスポーツに親しみ、人々が交流し、磨きあうことによって、生きがいをもって暮らせる施策を推進します。

加えて、市民が年齢や性別等に関係なく、お互いが理解・尊敬しあうとともに、市民・まちづくり協議会・NPO・高等教育機関・企業等が幅広く協働を進め、それぞれが主体的に参画できるまちづくりを推進します。



ALT（外国语指導助手）との授業風景

[施策の柱]

- ◆ 次世代を担う子どもたちの学力と愛郷心を育み、社会を生き抜く力を育成します。
- ◆ 国際交流を進め、グローバル化する社会に対応できる国際感覚豊かな人を育みます。
- ◆ 人々が生きがいを持って学び、交流し、活躍できるスポーツ・文化活動を推進します。
- ◆ 協働と相互理解を進め、市民が主体的に参画できるまちづくりを推進します。

■ まち 圏域の中心としての魅力を築く

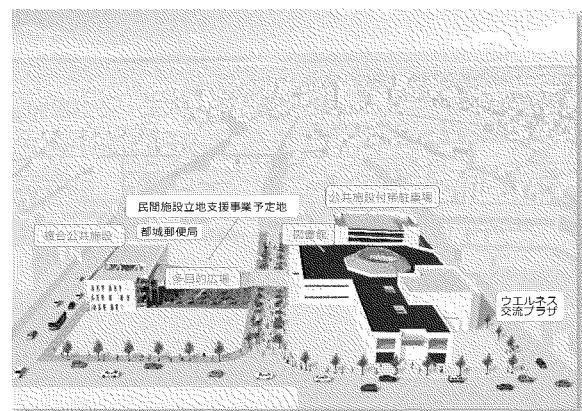
これからまちづくりは、少子高齢・人口減少社会を前提とした取組が必要です。

老朽化が進むインフラの維持管理・更新を図りつつ、経済効率の高い持続可能なまちづくりを進めるとともに、南九州圏域の中心都市としての様々な魅力を構築し、発信します。

都城志布志道路等の交通ネットワークの整備促進や公共交通等の移動手段の確保を図るとともに、中心市街地への都市機能の集積や活性化を図り、若者が定住したくなる、賑わいのあるまちづくりを進めます。

また、恵まれた自然を後世に引き継いでいくとともに、市民一人ひとりのライフスタイルや企業活動を見直し、循環型・低炭素社会を構築していきます。

さらに、広域化した共通課題へ対応するために、南九州圏域の自治体が幅広い分野において連携を推進し、本市がその中心的役割を担います。



中心市街地中核施設イメージ

[施策の柱]

- ◆ 人口減少社会に対応するため、持続可能な都市機能の再構築に取り組みます。
- ◆ 都城の魅力に磨きをかけ、市内外へのPRを戦略的に推進します。
- ◆ 循環型・低炭素社会を構築し、自然環境の保全と共生のまちづくりを推進します。
- ◆ 南九州圏域の共通課題に対応するため、幅広い分野において広域連携を推進します。

現在の行政サービスを充実させることはもとより、本市の地域資源を将来世代に確実につなぎ、市民一人ひとりが、これから時代に対応した新たなゆたかさを得られるよう、全ての市職員が市民と一丸となって、行政を経営する視点に立った創造的な改革を推進します。

■ 創造的改革の推進

本格的な人口減少・少子高齢社会を迎える中、本市の地域資源を将来世代に確実につなぐために、市職員一人ひとりが熱意と創造性を持って、施策の目的と目標を明確化し、部門間連携はもとより、企業等との連携を強化し、スピード感を持って先見性のある政策を推進します。

また、地域資源の強みを最大限に引き出せる数多くの施策を展開するとともに、常に効率性を考え、最小の投資で最大の効果が得られるように取り組みます。

さらに、開かれた行政を推進するとともに、市民のニーズを的確に把握し、新たなIT技術等を活用した質の高い行政サービスを効率的に提供していきます。



マイナンバー特設会場

[施策の柱]

◆創造性あふれる人材を育み、政策推進力のある組織体制を構築します。

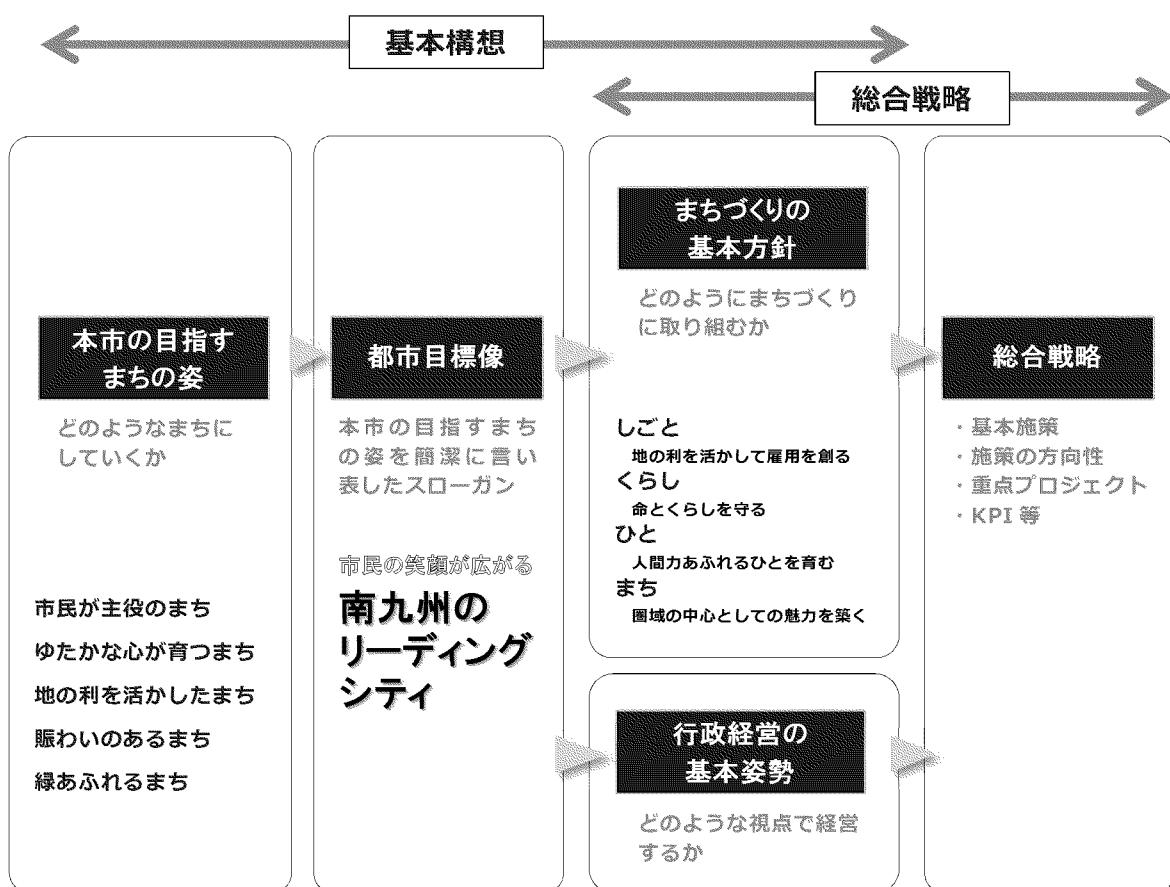
◆地域資源の強みを最大限に引き出し、持続可能な行政経営を目指します。

◆質の高い行政サービスを、効率的に提供できるよう取り組みます。

総合計画の体系は、次のとおりです。

「まちづくりの基本方針」と「行政経営の基本姿勢」を踏まえて、基本構想を実現するための具体的な計画である「総合戦略」を体系的に構成し、その総合戦略に基づき各種施策を実施していきます。

図表 総合計画の体系



議案第94号

市道の認定及び廃止について

別紙のとおり市道を認定及び廃止することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出

都城市長 池田宜永

別紙
(本序)
認定路線

五十市地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
50322	志比田322号線	都城市 志比田町	都城市 志比田町	資料番号①

市街地北部地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
60067	川東67号線	都城市 下川東4丁目	都城市 下川東4丁目	資料番号②

中郷東部地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
90705	益貫・嫁坂線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号③

(本 序) 廢止路線

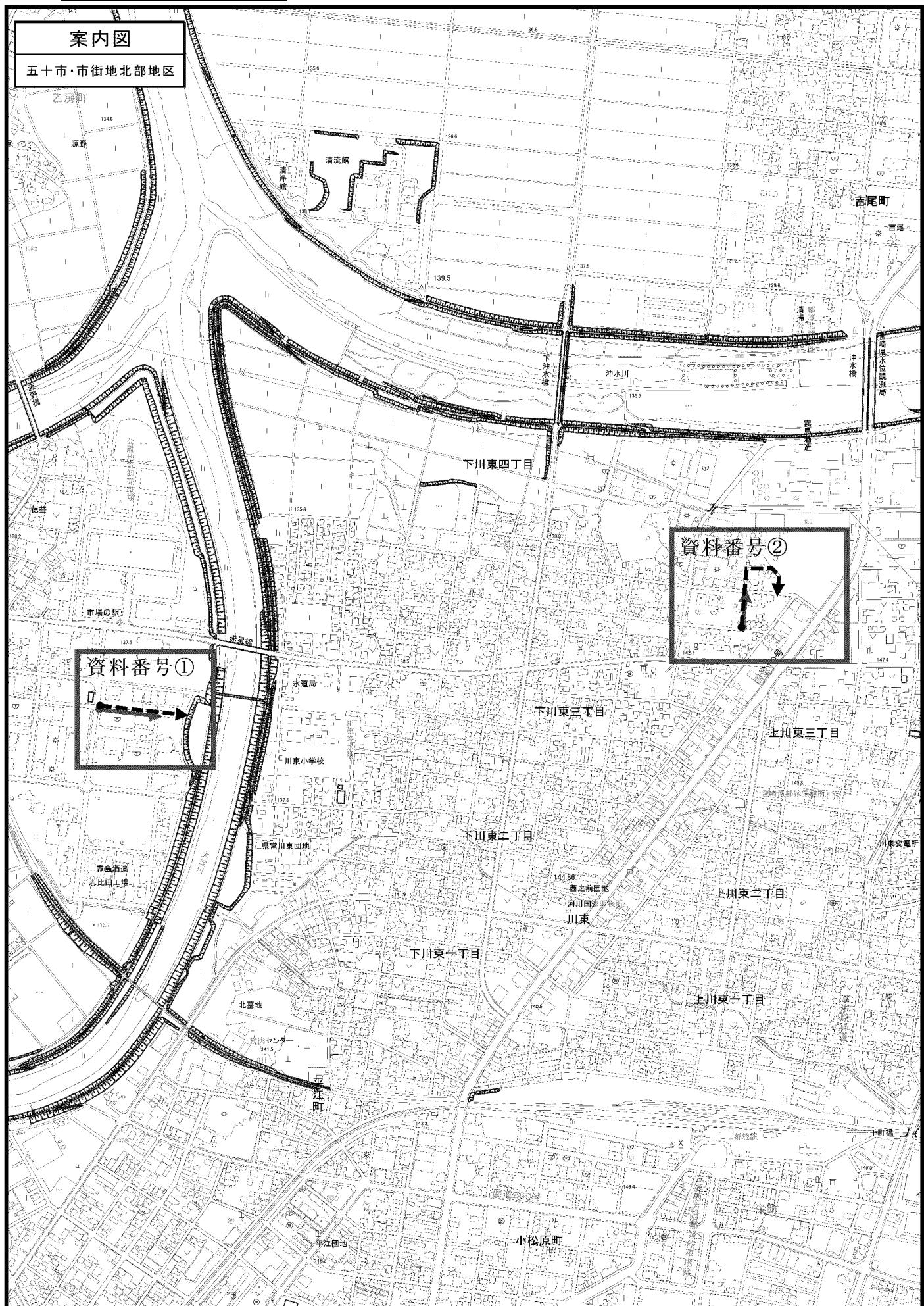
五十市地区

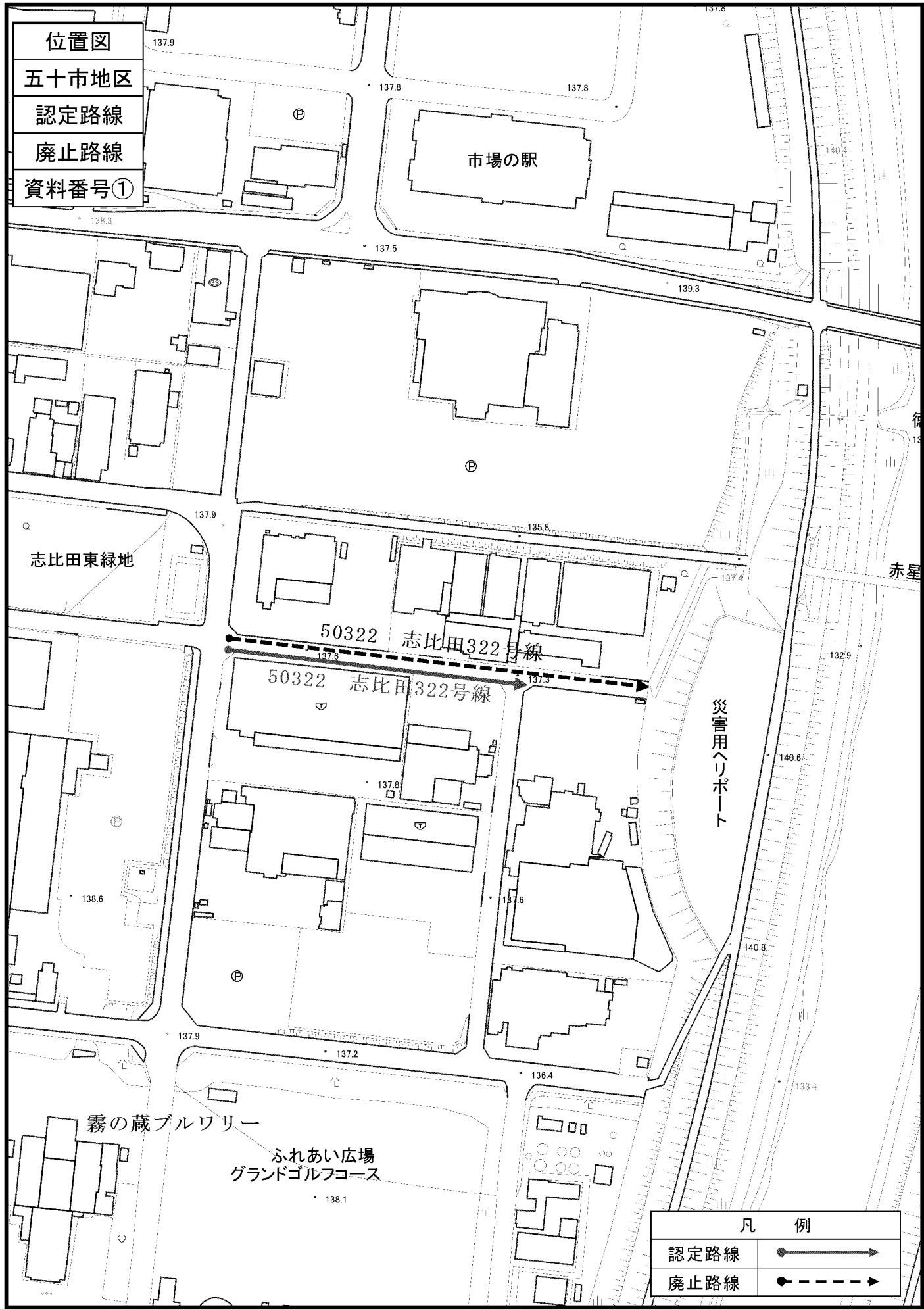
路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
50322	志比田322号線	都城市 志比田町	都城市 志比田町	資料番号①

市街地北部地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
60067	川東67号線	都城市 下川東4丁目	都城市 下川東4丁目	資料番号②

議案第94号関係資料

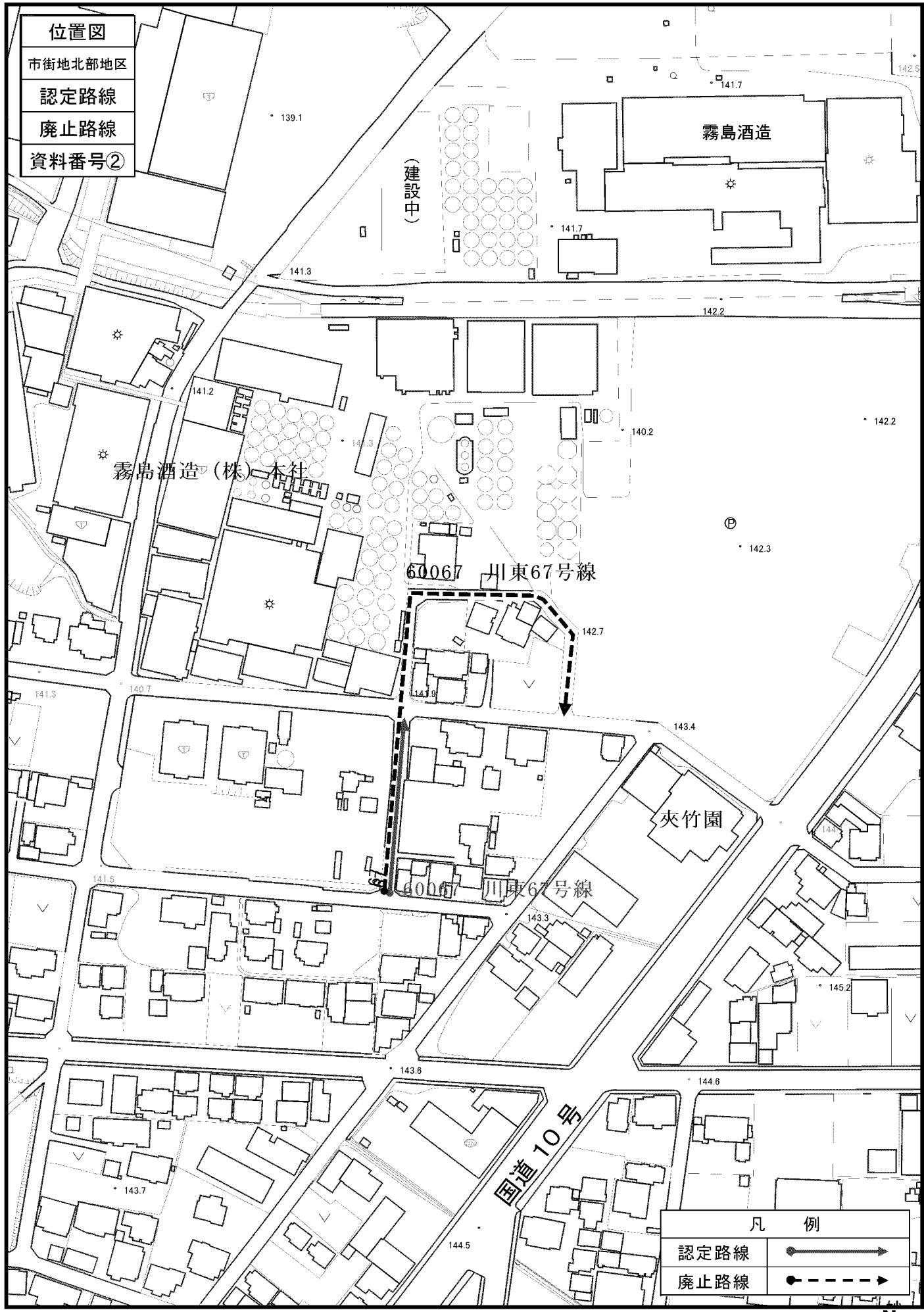




縮尺 1 : 2000

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80

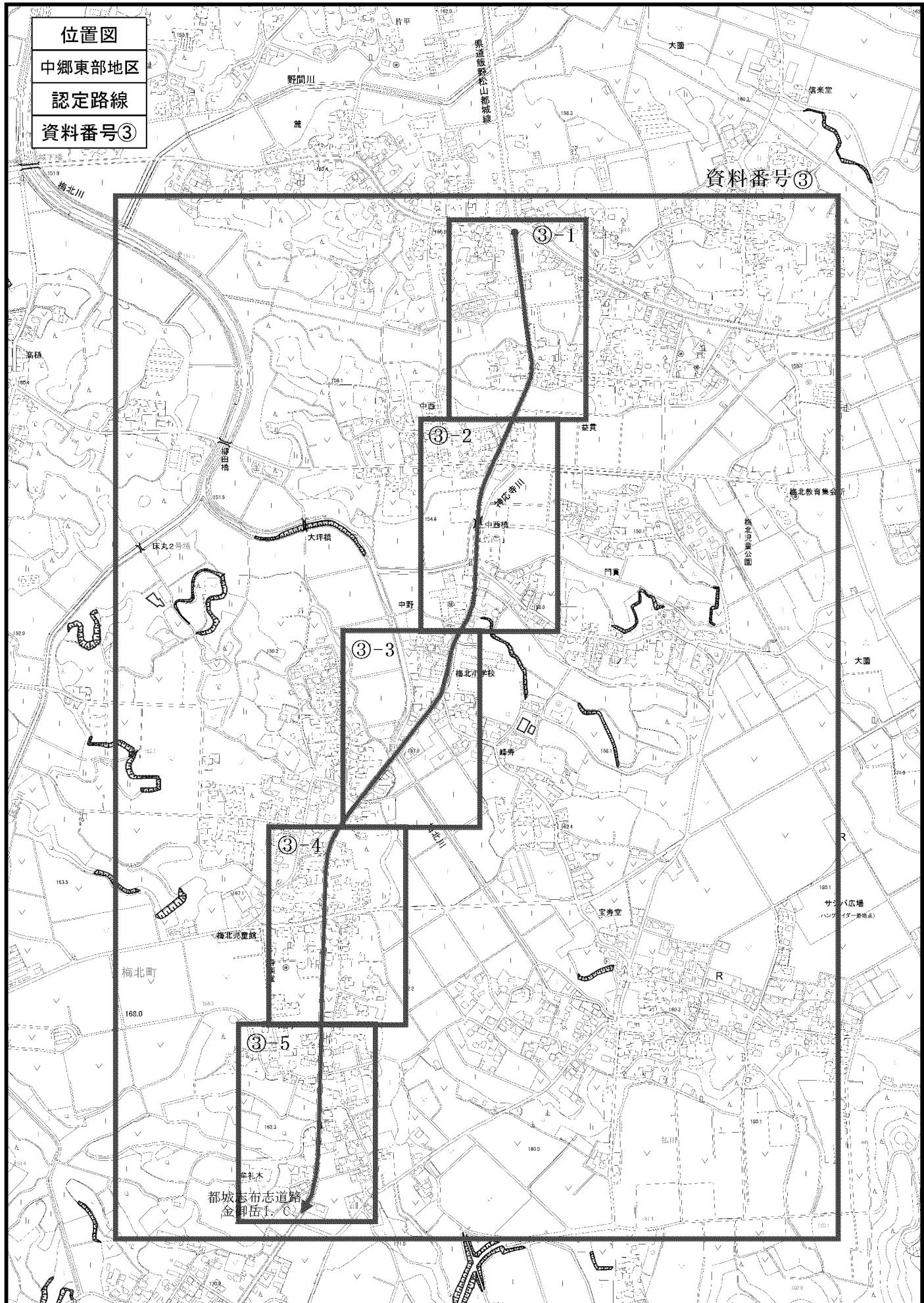


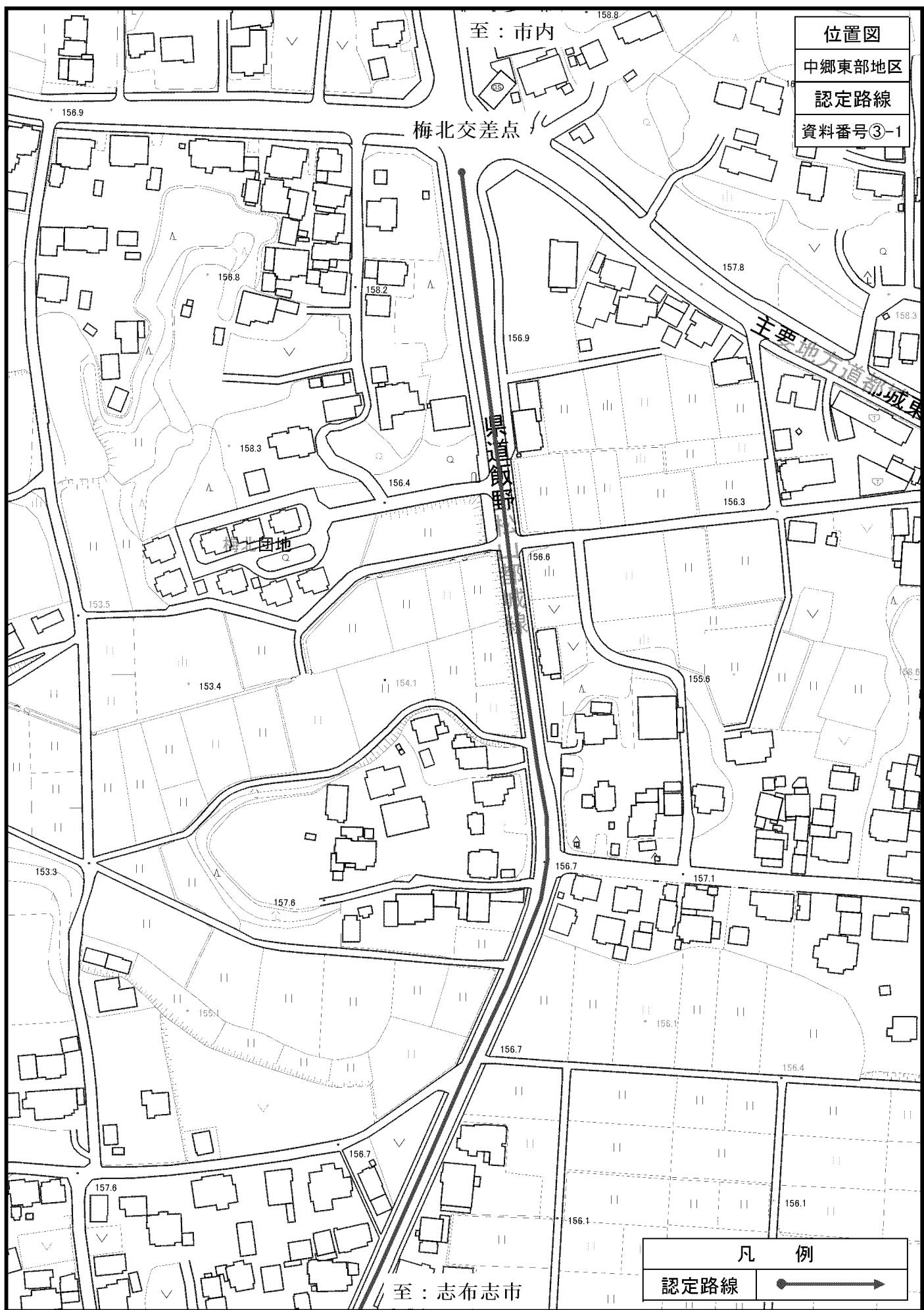


縮尺 1 : 2000

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80



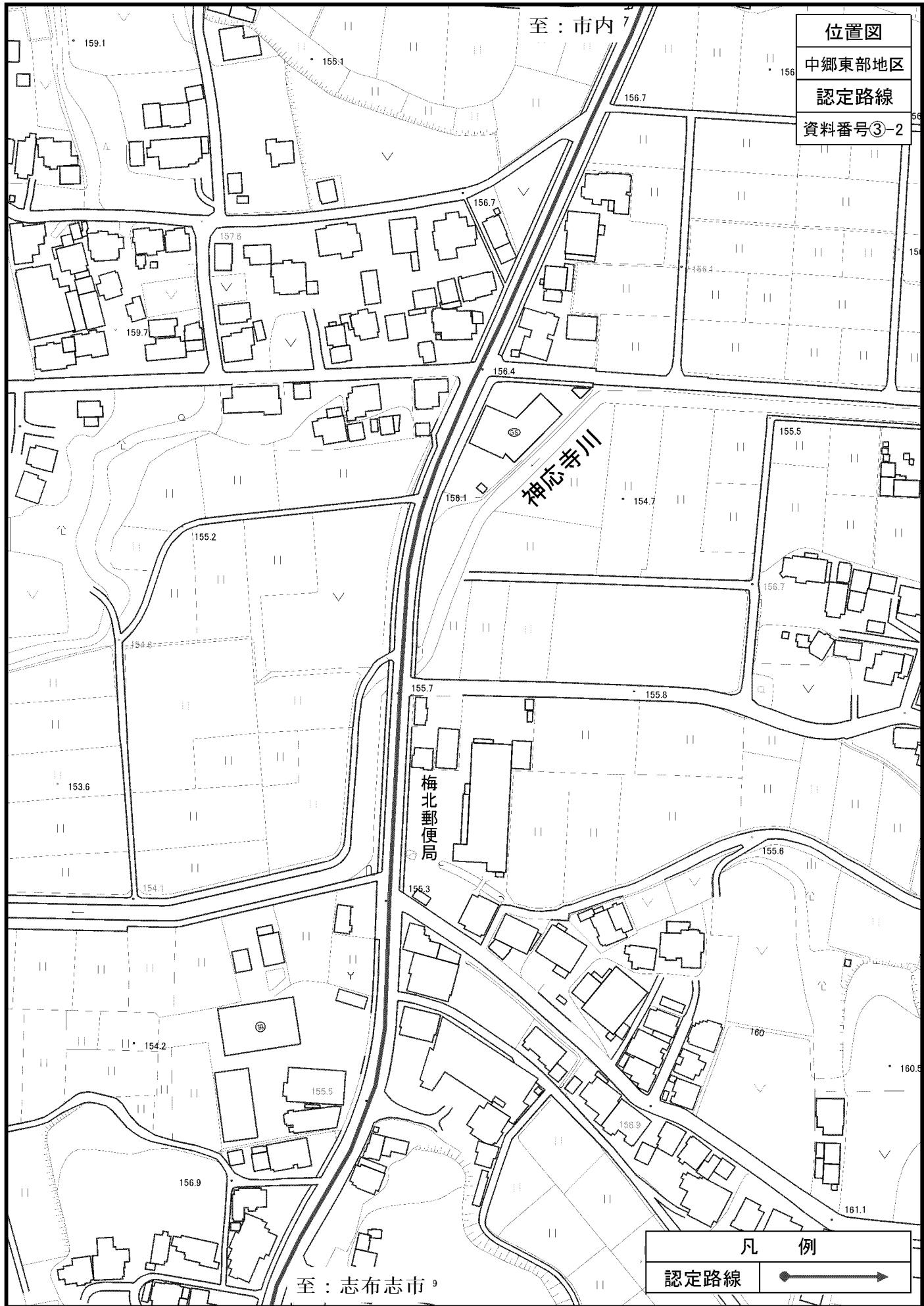




縮尺 1 : 2000

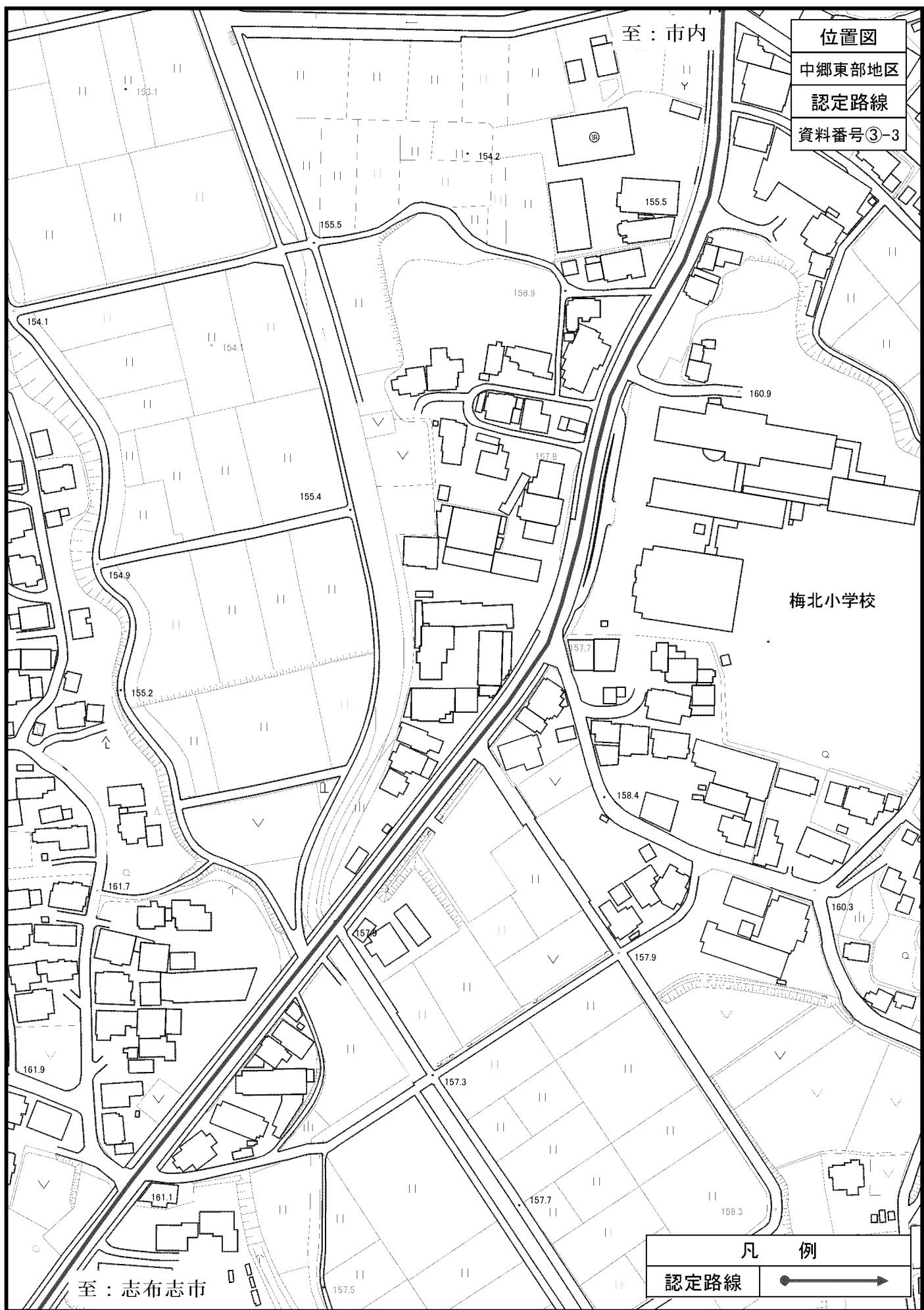
A horizontal ruler scale from 0 to 80 cm, with major markings every 10 units and minor markings every 2 units.

84



縮尺 1 : 2000
2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80



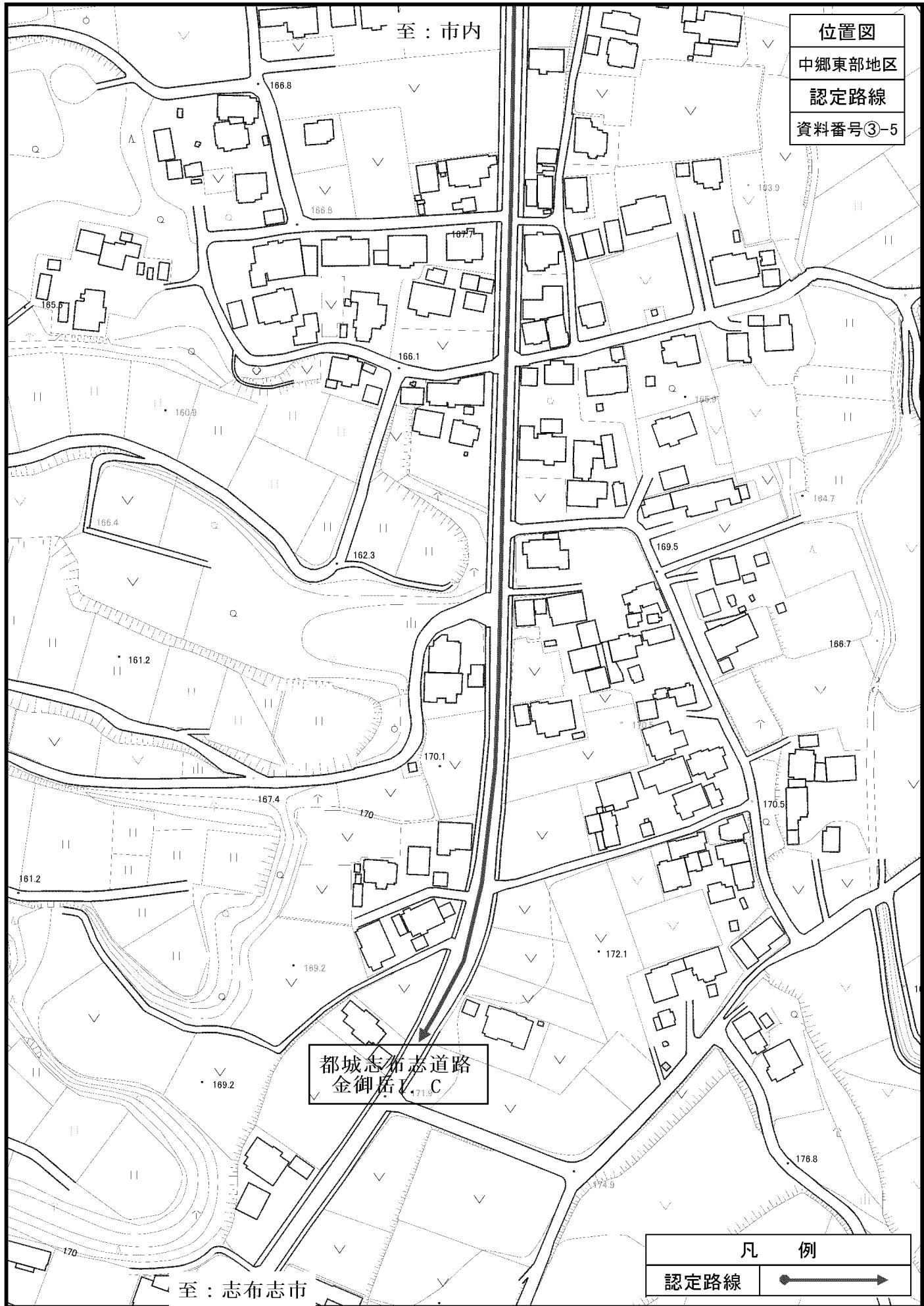


縮尺 1 : 2000

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80



縮尺 1 : 2000
2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80



議案第95号

平成28年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成28年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金260,169,717円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出

都城市長 池田宜永

